

阿南市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

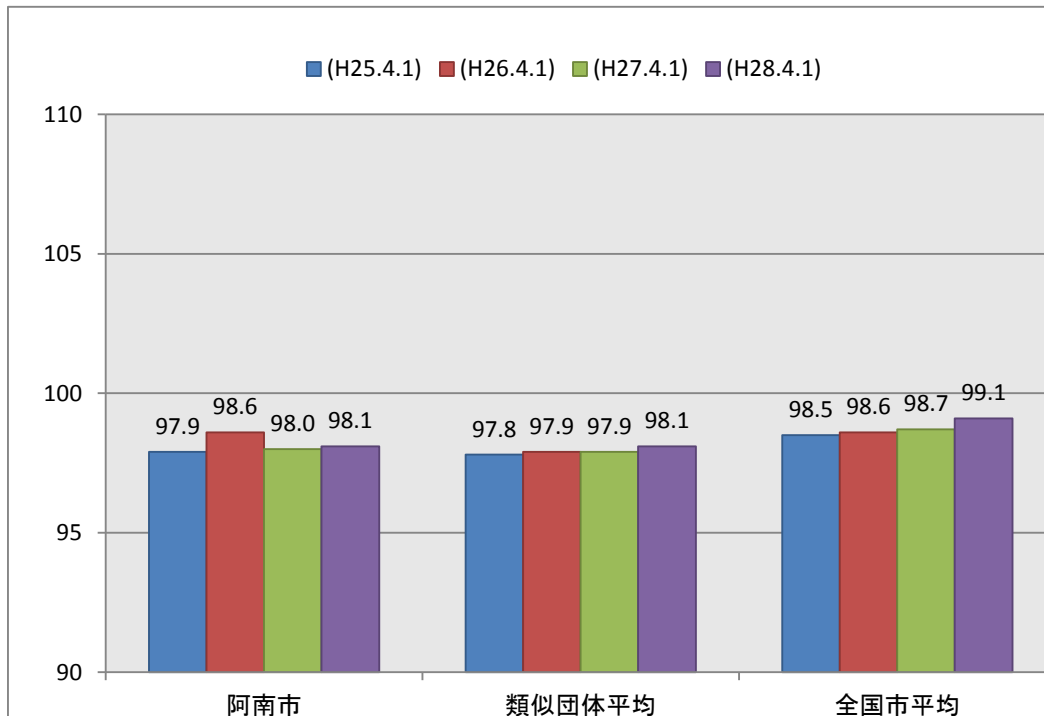
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	75,653	33,180,297	462,576	7,101,168	21.4	19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円		
27年度	802	2,913,718	603,991	1,143,507	4,661,216	5,812	5,999

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③の全てに該当しない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げた。若年層については据え置き、高齢層については最大4%引き下げた。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、阿南市においても3%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。
 (参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
阿南市の支給割合	0%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阿南市	41.8 歳	317,700 円	406,068 円	347,304 円
徳島県	44.7 歳	342,832 円	444,335 円	376,024 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	42.5 歳	320,058 円	386,078 円	350,303 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対抗する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
阿南市	47.7 歳	105 人	318,000 円	356,730 円	341,925 円	—	—	— 円	—
うち学校給食員	45.8 歳	29 人	304,800 円	327,765 円	323,324 円	調理士	47.8 歳	233,300 円	1.40
うち清掃職員	46.5 歳	30 人	330,400 円	382,080 円	364,880 円	廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円	1.32
うち自動車運転手	45.6 歳	4 人	285,100 円	356,075 円	320,000 円	自家用乗用自動車運転者	54.1 歳	293,600 円	1.21
うち用務員	54.0 歳	20 人	349,300 円	371,550 円	363,360 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.86
徳島県	55.1 歳	61 人	364,875 円	400,862 円	382,588 円	—	—	— 円	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	—	— 円	—
類似団体	50.6 歳	34 人	314,663 円	344,997 円	331,800 円	—	—	— 円	—

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
阿南市	— 円	— 円	—
うち学校給食員	5,278,480 円	3,297,100 円	1.60
うち清掃職員	6,152,260 円	3,968,100 円	1.55
うち自動車運転手	5,620,400 円	4,165,500 円	1.35
うち用務員	6,089,000 円	2,732,900 円	2.23

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
阿南市	36.8 歳	270,400 円	329,133 円
徳島県	45.8 歳	379,856 円	419,942 円
類似団体	40.4 歳	300,625 円	334,533 円

※ 阿南市は幼稚園、徳島県は小・中学校(幼稚園)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		阿南市	徳島県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	146,700 円	— 円
	中学卒	134,000 円	137,900 円	— 円
教育職	大学卒	176,700 円	204,700 円	— 円
	短大卒	144,600 円	159,800 円	— 円

※ 教育職については、阿南市は幼稚園教諭、徳島県は小・中学校教育職である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,900 円	338,750 円	376,785 円	397,583 円
	高校卒	226,033 円	305,680 円	341,775 円	380,500 円
技能労務職	高校卒	207,575 円	268,250 円	323,525 円	360,925 円
教育職	大学卒	222,300 円	321,800 円	372,300 円	386,000 円
	短大卒	- 円	- 円	364,300 円	382,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

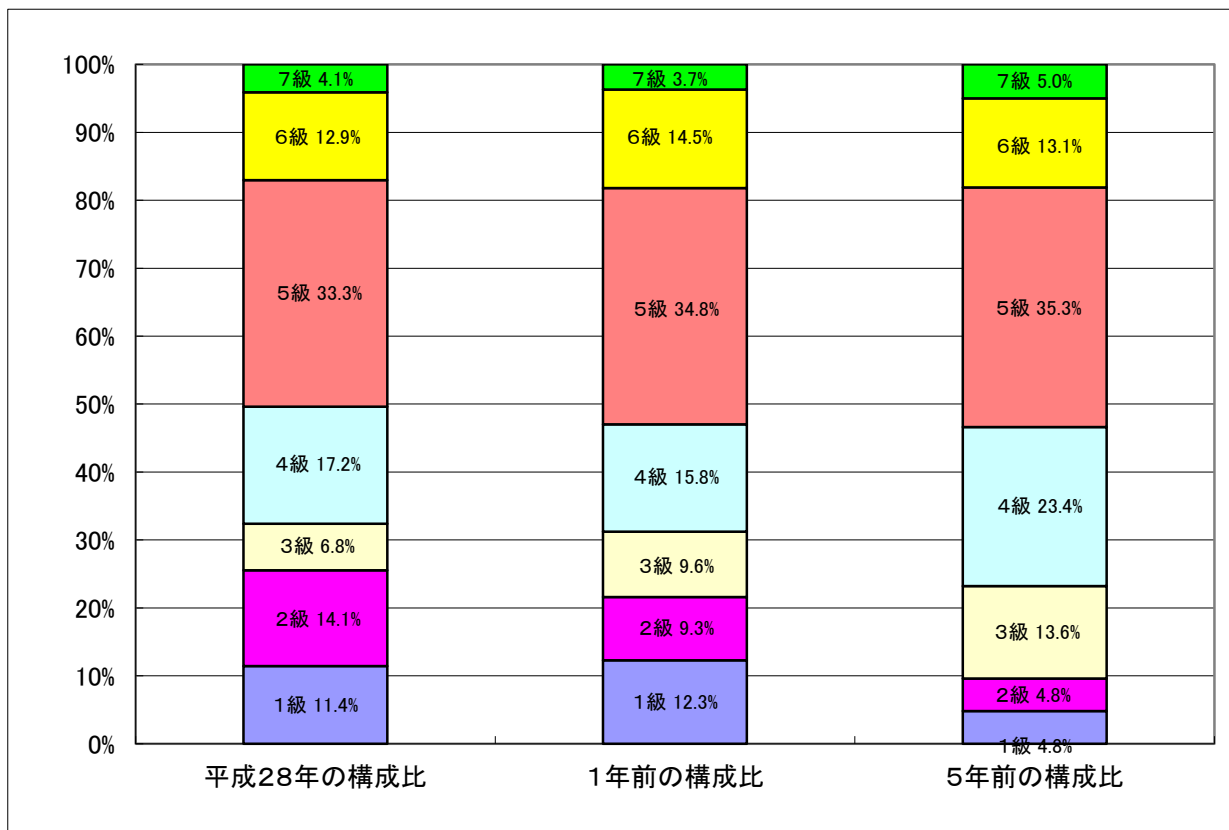
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

（単位：円）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	47人	11.4%	140,100	246,100
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	58人	14.1%	190,200	303,000
3級	主任の職務	28人	6.8%	226,400	348,800
4級	係長又は困難な業務を行う主任の職務	71人	17.2%	259,900	379,800
5級	課長補佐、主査又はこれに相当する職務、困難な業務を行う係長の職務	137人	33.3%	286,200	391,800
6級	参事、課長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	53人	12.9%	317,000	409,000
7級	部長の職務又はこれに相当する職務	17人	4.1%	361,300	443,700

(注) 1 阿南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける適用	阿南市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

阿南市	徳島県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,457 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,690 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (—)月分 (—)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける適用	阿南市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

阿南市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,637千円	22,219 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算—地域手当)		64,246 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		115 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
阿南市	3 %	843 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		98.1 (98.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		23,500 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		172,791 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		16.5 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務徴収事務従事職員の特殊勤務手当	税務事務を所掌する課の職員で、市税の徴収を主たる職務とする職員	市税徴収業務	210 千円	月額2,500円
市税滞納整理事務従事職員の特殊勤務手当	出張して市税の滞納整理事務に従事したとき	市税滞納整理事務	18 千円	日額250円
財産差押事務従事職員の特殊勤務手当	市税に係る滞納について財産の差押又は差押物件の引揚げに従事した職員	市税に係る滞納についての財産の差押又は差押物件の引揚げ業務	77 千円	1世帯につき、財産の差押300円、差押物件の引揚げ520円
葬斎場勤務職員の特殊勤務手当	葬斎場における管理業務又はその他の業務に従事する職員	葬斎場における管理業務又はその他の業務	1,920 千円	管理業務従事職員 50,000円 その他の業務従事職員 80,000円
医療業務等従事職員の特殊勤務手当	医師又は看護業務の資格を有し、医療業務又は看護業務に従事する職員	医療業務又は看護業務	4,390 千円	医師の資格を有する者 診療所に勤務した1月につき給料月額3分の2を超えない範囲で市長が定める額 看護業務の資格を有する者 診療所に勤務した1月につき4,000円 上記以外の職員で特に市長が認めた業務に従事した職員 従事した1日につき250円
伊島診療所長及び伊島診療所に出務する職員の特殊勤務手当	医師が伊島診療所長となった場合又は伊島診療所に出務し医療業務に従事したとき	同左業務	1,308 千円	伊島診療所長 50,000円 伊島診療所に出務し、医療業務に従事する職員 59,000円

介護保険料徴収事務従事職員の特殊勤務手当	出張して介護保険料の徴収事務に従事した職員	介護保険料徴収事務	— 千円	日額250円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	— 千円	日額1,300円
社会福祉事業従事職員の特殊勤務手当	福祉事務所に所属する職員で生活保護法に定める業務に従事した職員 出張して身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に定める業務に従事した職員	同左業務	1,069 千円	生活保護法に定める業務に従事する職員 月額6,000円 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に定める業務に従事した職員 日額200円
伊島保育所勤務職員の特殊勤務手当	伊島保育所に赴任して保育業務に従事する職員	伊島保育所に赴任しての保育業務	384 千円	月額32,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱業務従事職員の特殊勤務	行旅病人の保護又は行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅病人の保護又は行旅死亡人の収容業務	— 千円	病人の保護1人につき1,300円 死亡人の収容1件につき6,500円
市営住宅家賃等徴収事務従事職員の特殊勤務手当	出張して市営住宅家賃等の徴収事務に従事した職員	市営住宅家賃等の徴収事務	— 千円	日額250円
災害防止作業従事職員の特殊勤務手当	阿南市の広域にわたり風水害・震災など天災地変による非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害現場若しくは災害発生のおそれがある地域において応急対策の作業に従事した職員で、市長が特に認めたもの	同左作業	— 千円	日額1,300円
清掃作業従事職員の特殊勤務手当	ごみの収集、運搬又は処分に従事した職員 犬又は猫の死体処理作業に従事した職員	同左作業 夏期加算(6月1日から9月15日まで) 年末年始加算(12月29日から翌年1月3日まで) 同左作業	4,936 千円	日額1,000円 勤務した1日につき 300円 勤務した1日につき 3,000円 処理した1頭につき 500円
消防業務従事職員の特殊勤務手当	徳島県消防防災ヘリコプター搭乗派遣職員に関する協定により徳島県に派遣された職員 出勤して災害業務に従事した職員 出勤して救急業務に従事した職員 夜間に割り振られた正規の勤務時間の全部を勤務した職員 深夜において通信及び受付の業務に従事した職員 災害業務又は救急業務のために出勤する消防用自動車の整備、点検及び運転業務に従事した職員	同左搭乗等業務 消火、救助及び水防対策に係る業務 傷病者等を救護し、又は搬送する業務 夜間(午後5時から翌日の午前8時30分までの間)業務 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)の左記業務 同左業務	8,522 千円	勤務した1月につき 6,000円 出勤した1回につき 250円 出勤した1回につき 170円 救急救命士の資格を有する職員は出勤した1回につき 300円 勤務した1回につき 500円 勤務した1夜につき 200円 当務日1日につき、120円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	252,566 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	403 千円
支給実績（26年度決算）	273,234 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	432 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 子等配偶者以外の扶養親族1人につき、6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき、5000円を加算 配偶者のいない職員の扶養親族1人目11,000円	同じ		72,736 千円	216,476 円
住居手当	月額23,000円以下の家賃、家賃の月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃、家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額で、27,000円を限度に支給	同じ		38,505 千円	287,351 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員等を除く。(支給限度額31,500円) ・定期券(3月を超えない範囲内で最も長い期間のもの)の月数で除して得た額 ・定期券を発行していない場合は、利用区間についての通勤22回分(消防職員で、交替勤務者にあつては12回分)の運賃等の額	異なる	・交通機関等利用の場合の限度額 ・自転車等使用の場合の手当単価	53,581 千円	77,766 円
	通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員に支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。 6km未満3,900円、6km以上は4kgごとに2,300円を加算 (支給限度額31,500円)				
	住居等が遠隔又は特に不便の地にあるためいずれの交通機関等若しくは自転車等を利用しても通勤が著しく困難であり又は定刻までに出勤できない職員で勤務地付近で常時宿泊しているもの 月額2,000円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給する。 給料月額×支給率(9%~14%)	異なる	役職に応じ支給額が定額	53,704 千円	516,385 円

休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給する。 支給額は1時間あたりの給与額×支給率(125/100～150/100)×勤務時間	同じ		29,400 千円	175,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が ・臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき、9,000円を超えない範囲の額 ・災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 勤務1回につき、4,500円を超えない範囲内の額	異なる	支給額 6,000円～ 12,000円	4,918 千円	59,976 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額26,000円+加算額(70,000円を超えない範囲内)	同じ		864 千円	432,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・(深夜勤務時間数)×(勤務1時間あたりの給与額)×25/100	同じ		時間外勤務手当に含む	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで勤務した場合 宿直勤務1回につき、4,200円 日直勤務1回につき、4,200円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	909,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 560,000 円			
	副 市 長	724,000 円	()	802,000 円 /	564,400 円		
報 酬	議 長	482,000 円	()	575,000 円 /	341,000 円		
	副 議 長	428,000 円	()	515,000 円 /	285,100 円		
	議 員	399,000 円	()	490,000 円 /	268,200 円		
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合) 3.15 月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15 月分					
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 長	909,000×在職月×43.5/100		18,979,920 円		任期毎	
	備 考	724,000×在職月×25.75/100		8,948,640 円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

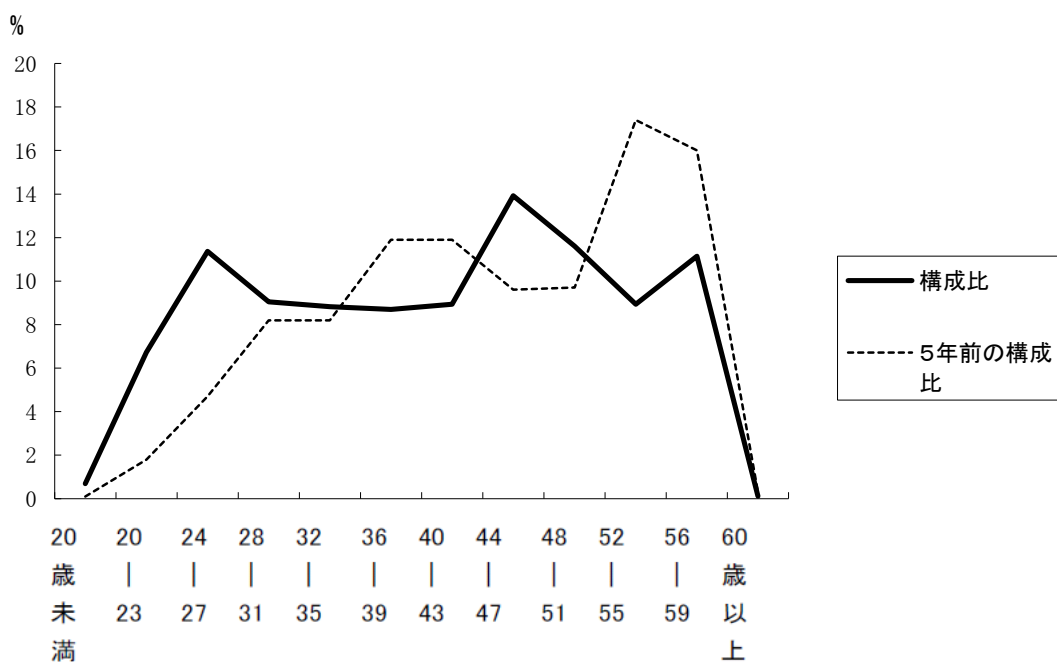
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	納税課欠員補充 欠員不補充など 業務増による増員
		総務	119	119	0	
		税務	35	36	1	
		民生	205	204	△1	
		衛生	76	76	0	
		農林	30	30	0	
		商工	13	13	0	
土木	64	67	3			
	計	548	551	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 59.93 人)	
	教育部門	151	149	△2	退職不補充など	
	消防部門	103	107	4	業務増による増員	
	小 計	802	807	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.67 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.38 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	2	2	0	事務の統廃合縮小による減員 事務の統廃合縮小による減員	
	水 道	21	17	△4		
	下 水 道	11	10	△1		
	そ の 他	26	26	0		
	小 計	60	55	△5		
	合 計	862	862	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.94 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	6人	58人	98人	78人	76人	75人	77人	120人	100人	77人	96人	1人	862人

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	574	559	559	550	548	551	△ 23 (△4.0)
教育	158	158	154	152	151	149	△ 9 (△5.7)
消防	103	102	103	100	103	107	4 (3.9)
普通会計	835	819	816	802	802	807	△ 28 (△3.4)
公営企業等会計	67	65	60	61	60	55	△ 12 (△17.9)
総合計	902	884	876	863	862	862	△ 40 (△4.4)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 1,330,020	千円 77,286	千円 73,875	% 5.6	% 6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費44,827千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 21	千円 75,591	千円 13,126	千円 29,624	千円 118,341	千円 5,635	千円 5,999

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
阿 南 市	42.0 歳	310,635 円	490,446 円
団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

阿 南 市	阿南市（公営企業職員除く）
1人当たり平均支給額(27年度) 1,411 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,454 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (-)月分 (-)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

阿 南 市			市町村(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置		
退職時特別昇給	(3%~45%加算)		退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	23,919 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全ての職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		1,583 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		75,370 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
阿南市	3 %	17 人	3 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		4 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道料金徴収事務を主たる職務とする職員の特殊勤務手当	水道料金徴収事務を主たる職務とする職員	水道料金徴収事務	—	月額2,500円
水道料金徴収事務に従事した職員の特殊勤務手当	水道料金徴収事務に従事した職員	水道料金徴収事務	—	日額250円
水道給水停止の作業に従事した職員の特殊勤務手当	水道給水停止の作業に従事した職員	水道給水停止作業	—	1件につき300円
非常招集を受けた職員の特殊勤務手当	非常招集を受けた職員	非常招集	—	1件につき800円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	5,349 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	297 千円
支給実績(26年度決算)	9,095 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	413 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	4(6)と同じ	同	—	1,833 千円	203,667 円
住居手当	4(6)と同じ	同	—	945 千円	236,250 円
通勤手当	4(6)と同じ	同	—	1,701 千円	81,000 円
管理職手当	4(6)と同じ	同	—	1,715 千円	571,667 円
休日勤務手当	4(6)と同じ	同	—	248 千円	62,000 円
夜間勤務手当	4(6)と同じ	同	—	時間外勤務手当に含む	
管理職特別勤務手当	4(6)と同じ	同	—	0 千円	0 円